

## かながわサイエンスサマー協賛事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、「かながわサイエンスサマー」の協賛について、必要な事項を定めるものとする。

### (協賛)

第2条 この要領において、協賛とは、「かながわサイエンスサマー」の趣旨に賛同する団体等が、「かながわサイエンスサマー」リーフレットおよびポスターの作成に要する資金の提供を行う事とする。

### (協賛方法)

第3条 協賛の方法は、協賛金によるものとし、協賛金の額は、募集要項に別に定める。

### (協賛特典)

第4条 協賛を行った団体等（以下、「協賛者」という。）の特典を以下のとおりとする。

- (1) 「かながわサイエンスサマー」リーフレット、ポスターおよび神奈川県ホームページ「かながわサイエンスサマー」に、協賛者の名称を一覧表形式で掲載することができる。
- (2) 協賛者が作成した行事案内をリーフレットの協賛枠に掲載することができる。掲載の枠の寸法については、募集要項に別に定める。

2 前項に規定する協賛特典以外に、必要に応じ、協賛特典を追加することがある。

### (募集方法)

第5条 協賛者の募集は、公募により行う。

- 2 前項の公募は、神奈川県ホームページ「かながわサイエンスサマー」に募集要項を掲載すること等により行うものとする。
- 3 前項の募集要項には、協賛の内容及び募集期間、応募方法、応募基準、規格その他必要な事項を記載する。

### (協賛の申込)

第6条 前条の公募により協賛しようとする団体等は、かながわサイエンスサマー協賛申込書（第1号様式）及び募集要項で指定する書類を知事に提出しなければならない。

### (協賛者の承認等)

第7条 前条の協賛申込書の提出があった場合は、第13条 第1項の定めに基づき、協賛の承認又は不承認を決定する。

- 2 前項の規定により協賛の承認又は不承認を決定したときは、その結果を協賛承認・不承認通知書（第2号様式）により申込者に通知する。

### (協賛の承諾等)

第8条 前条の協賛承認の通知を受けた申込者は、条件を記載した協賛承諾書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(協賛金の納付等)

第9条 申込者は、前条の承諾後、協賛金を知事が指定する期日までに、県の発行する納入通知書により、一括前納するものとする。

(掲載原稿の作成及び提出)

第10条 協賛者は、行事案内の原稿を知事が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 原稿は、協賛者の責任及び負担で作成するものとする。

(原稿内容等の修正)

第11条 知事は、原稿の内容、デザイン等が各種法令、要領等に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、内容等の修正を求めることができる。

(協賛金の使途)

第12条 協賛金は「かながわサイエンスサマー」リーフレットおよびポスターの作成の経費に使用し、目的外の使途には使用しないものとする。

(協賛の基準)

第13条 申込者の原稿が、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を承認しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 個人の氏名を含むもの
- (7) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれのあるもの
- (9) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項に規定する風俗営業に該当する業種又はこれに類する業種に係るもの
- (11) インターネット異性紹介事業に係るもの
- (12) 消費者金融に係るもの
- (13) 債権取立て、示談引受けに関するもの
- (14) たばこに係るもの(禁煙啓発及びたばこの健康被害に係るものを除く。)
- (15) 比較広告、懸賞広告及びギャンブル(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に規定する宝くじ、スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)に規定するスポーツ振興くじ、競馬法(昭和23年法律第158号)に規定する競馬、自転車競技法(昭和23年法律第209号)に規定する競輪、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)に規定するモーターボート競走及び小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)に規定する小型自動車競走を除く。)に係るもの
- (16) 法律に定めのない医業類似行為に係るもの
- (17) 占い・運勢判断に係るもの
- (18) 興信所・探偵事務所等私的な秘密事項の調査に係るもの
- (19) 水着姿、裸体等を含むもの(スポーツに係るものを除く。)
- (20) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (21) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

- (22) 公正競争規約、公的機関が定める広告規制その他これらに準ずる広告に関する業界の規制に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (23) 当該協賛の内容について、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (24) 青少年保護及び健全育成の観点から、次のいずれかに該当するもの。
  - ア 神奈川県青少年保護育成条例に抵触するもの
  - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
  - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
  - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
  - オ ギャンブル等を肯定するもの
  - カ アルコール飲料の宣伝、販売を目的とするもの
- (25) 主に教育の場である学校からの配布であるため、学習塾・英会話教室・私立学校（大学を除く）、及びこれらに準ずるもの
- (26) その他協賛として表示することが適当でないと認めるもの

2 次に掲げる者又は団体が協賛者となる場合は、協賛を承認しないものとする。

- (1) 法令等に違反した者
- (2) 神奈川県指名停止等措置要領（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中の者又は不利益処分を受けている者
- (3) 工事又は建設コンサルタントに係る協賛者で、神奈川県指名停止等措置要領別表第 1 の措置要件に該当し、かつ、同表に定める期間にある者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 工事又は建設コンサルタント以外に係る協賛者で、神奈川県指名停止等措置要領別表第 2 の措置要件に該当し、かつ、同表に定める期間にある者（第 2 号に掲げる者を除く。）
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者
- (6) その存在や活動実態が明確でない団体
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手續中の者
- (8) 県税を滞納している者
- (9) その他協賛者として適当でないと認めるもの

3 第 7 条 第 2 項により協賛の承認をされた者が、その後、前 2 項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前 2 項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、協賛金を返還する。

（協賛特典の取り消し）

第 14 条 次の各号に該当する場合には、協賛者への催告その他何らかの手續きを要することなく、その特典を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに協賛金の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに原稿の提出がないとき。
- (3) 第 11 条の規定による原稿の内容の修正を協賛者が行わないとき。
- (4) 原稿の内容が、各種法令又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第 11 条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他原稿の内容が適切でないと知事が判断したとき。

2 知事が前項の規定により協賛特典を取り消したときは、協賛者に対し、その賠償の責めを負わない。また納付済みの協賛金は返還しない。

(協賛の取り下げ)

第 15 条 協賛者は自己の都合により、協賛を取り下げることができる。

2 前項の規定により協賛を取り下げるときは、協賛者は書面により知事に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により協賛を取り下げた場合は、納付済みの協賛金は返還しない。

(協賛金の還付)

第 16 条 協賛者の責に帰さない理由により協賛を取り消したときは、納付済みの協賛金を当該協賛者に返還する。

2 前項の規定により返還する協賛金には利子を付さない。

(協賛者等の責務)

第 17 条 協賛者は、行事の案内等リーフレットの行事枠に掲載された内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 協賛者は、リーフレット掲載の行事枠の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び行事枠の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、知事に対して保証するものとする。

3 第三者から、リーフレット掲載の行事枠に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、協賛者の責任及び負担において解決することとする。

(疑義等の決定)

第 18 条 この要領に疑義があるときは、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 6 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

かながわサイエンスサマー協賛申込書

平成 年 月 日

神奈川県知事 様

（ 申 込 者 ）

住所又は所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

㊞

かながわサイエンスサマー協賛事務取扱要領第6条の規定に基づき、「かながわサイエンスサマー」協賛事務取扱要領を確認のうえ、下記のとおり協賛を申し込みます。

記

名 称	「かながわサイエンスサマー」の協賛	
協 賛 金		
リーフレット、ポスターおよびホームページの協賛者一覧表に掲載する名称		
申 込 者	本 店 所 在 地	
	事業所等所在地 (神奈川県内)	
	業 種	
	電 話	
	F A X	
	E - m a i l	
担 当 者 名		
備 考		

協賛承認・不承認通知書

平成 年 月 日

(協賛者) 様

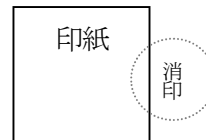
神 奈 川 県 知 事

かながわサイエンスサマー協賛事務取扱要領第 7 条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 承認します <input type="checkbox"/> 承認しません
	不承認の理由
協 賛 金	金 円 (消費税及び地方消費税を含む)
原 稿 の 提 出 期 限	平成 年 月 日
備 考	

( 政策局〇〇部〇〇課〇〇グループ )  
電話 045-210-〇〇〇〇 (直通)



協賛承諾書

平成 年 月 日

神奈川県知事 様

( 協賛者 )

住所又は所在地:

商号又は名称:

代表者職・氏名:

印

かながわサイエンスサマー協賛事務取扱要領第8条の規定に基づき、下記に記載した事項に同意の上承諾書を提出します。

記

- 1 協賛金を知事の指定する期日までに、県の発行する納入通知書により一括前納します。
- 2 かながわサイエンスサマー協賛事務取扱要領及び「かながわサイエンスサマー」協賛募集要項に定める条項を遵守します。
- 3 かながわサイエンスサマー協賛事務取扱要領第14条各号のいずれかに該当することとなったときは、協賛を取り消されても異議はありません。

名 称	「かながわサイエンスサマー」の協賛
協 賛 金	金 円 (消費税及び地方消費税を含む)